

承認第3号

専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成30年4月27日提出
三宅町長 森田 浩司

記

1 . 別紙のとおり

三総第1071号

三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に関する専決処分書

上記三宅町消防団員等公務災害補償条例(平成25年3月三宅町条例第11号)の一部を改正する条例は、政令の一部改正に伴い急施を要し議会を招集する暇なきにより、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月31日

三宅町長 森田 浩司

条例第17号

三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町消防団員等公務災害補償条例（平成25年3月三宅町条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月31日専決
三宅町長 森田浩司

三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

三宅町消防団員等公務災害補償条例（平成 25 年 3 月三宅町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同法第 3 6 条」を「これらの規定を同法第 3 6 条第 8 項」に、「及び第 3 6 条」を「及び第 3 6 条第 8 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の下に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「333 円を」を「一人につき 217 円を」に改め、「267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち一人については）及び」を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき 217 円（非常勤消防団員等に第一号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち一人については 300 円）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三宅町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた三宅町消防団員等公務災害補償条例同条第 1 項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号イに規定する障害補償年金及び同条第 6 号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

三宅町消防団員等公務災害補償条例（平成25年3月三宅町条例第11号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤の水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態になつたときは、町長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤の水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項(同法第36条において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態になつたときは、町長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(損害補償の種類)

第4条 (略)

(1)～(7) (略)

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤の水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については一人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

4 (略)

(損害補償の種類)

第4条 (略)

(1)～(7) (略)

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤の水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については一人につき267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち一人については333円)を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人にあつては300円)を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

4 (略)